

2026年1月15日  
アイアル少額短期保険株式会社

## 生活あんしん総合保険の商品および取扱要領の改定

アイアル少額短期保険株式会社（東京都中央区 代表取締役社長安藤克行）は、2026年1月15日から、生活あんしん総合保険の商品および取扱要領の改定を実施いたします。

### 1. 主な改定内容：

#### ① 約款文言の平易化・明確化

これまでに当社に寄せられたお客様からのお問い合わせ等を踏まえ、約款内容の理解が平易ではない点や解釈が分かれやすい点について、誤解を防止し、認識の齟齬を解消することを目的として「わかりやすさ向上」の観点より、用語の明確化・定義の追加を行いました。

なお、改定後約款の内容は下記【URL】に掲載しております。

【URL】[https://www.air-ins.co.jp/legal\\_doc/terms/kazai26/b389-2512-1.pdf](https://www.air-ins.co.jp/legal_doc/terms/kazai26/b389-2512-1.pdf)

#### ② 賠償保険金の自己負担額の一部廃止

賠償保険金（個人賠償保険金・借家人賠償保険金）は、これまで1事故あたりの自己負担額（免責金額）『5,000円』を設けておりましたが、「賠償の補償条項 補償内容変更特約」付帯契約については、個人賠償保険金も含め、『免責金額なし』とします（本改定に伴う保険料の割増はありません）。※持家の場合の自己負担額（免責金額）は、『5,000円』を継続いたします。

#### ③『エコノミータイプ』の補償内容を拡大

家財の補償範囲を限定することで保険料を抑えた『エコノミータイプ』（「家財補償限定特約」付帯契約）の家財保険金の支払事由について、これまで補償対象外となっていました「建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等」、「騒じようおよびこれに類似の集団行動等」を対象に加えました（本改定に伴う保険料の割増はありません）。

#### ④『引越しに関する特約』の自動付帯（賃貸住宅のみ）

住宅の種類が「賃貸」の場合で、引越し先が引き続き「賃貸」のときは、住所変更手続後30日間を限度として、引越し前の賃貸借契約が有効な賃貸住宅についても補償の対象とする『引越しに関する特約』を全件自動付帯いたします（本改定に伴う保険料の割増はありません）。

#### ⑤ 賠償保険金額の引上げ（一部代理店扱）

これまで1,000万円を保険金額（支払限度額）としておりました賠償保険金（個人賠償保険金・借家人賠償保険金）につき、当社直扱を含めた一部代理店扱契約において、2,000万円での引受けを開始いたします（あんしん少額短期保険株式会社との共同保険契約での引受けとなります）。なお、保険金額1,000万円との一時払保険料の差額は、1年契約の場合で100円、2年契約の場合は200円となります。



## 2. 改定実施時期：

前記 1. ①～④； 2026年 1月15日（木）より（新規・既存契約とともに）  
同 上 ⑤； 2026年 1月15日（木）以降申込の新規契約より

以上

当社は、住友生命グループの少額短期保険会社として、今後も、より一層の商品内容の充実・サービスの向上を通じて、すべてのお客様から信頼と安心を感じていただける会社となるよう努めてまいります。

<本件に関する問い合わせ先>

アイアル少額短期保険株式会社 広報担当

<https://www.air-ins.co.jp/contact/index.php>

